

# 北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会

## 在宅医療小委員会設置要領

### 1 目的

本道の在宅医療提供体制の整備に関する協議を行うため、北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会運営要領第6の規定に基づき、在宅医療小委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

委員会は、本道の在宅医療の提供体制の整備に関する事項について協議する。

### 3 委員

委員会は、北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会において選任された委員のほか、学識経験者及び医療関係者などの臨時委員で構成する。

### 4 委員長及び副委員長

- (1) 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- (2) 委員長及び副委員長は、委員が互選した者をもって充てる。
- (3) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

### 5 会議

- (1) 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。
- (2) 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 委員会における協議等の内容については、地域医療専門委員会において報告し承認を得ることとする。
- (4) 委員長は、必要に応じて外部の有識者や医療関係者等から意見を聴取することができる。

### 6 庶務

委員会の庶務は、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課において処理する。

### 7 委員長への委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成30年 5月28日から施行する。